

2019 春季生活闘争 第2回中央闘争委員会 確認事項

連合は本日、2019 春季生活闘争の第2回中央闘争委員会を開催し、2019 春季生活闘争の今後の進め方について協議し、以下の通り確認した。

なお、経団連の「経営労働政策特別委員会報告」に対しては、発表され次第速やかに連合見解を公表する。

I. 最近の特徴的な動き

1. 至近の経済情勢について

1月10日に内閣府が発表した景気動向指数（2018年11月分速報値）は、足下の景況を示す一致指数が前月から1.9ポイント低下して103.0となり（2010年＝100）、2月ぶりに低下した。基調判断は3月連続で「足踏みを示している」となっている。

また2018年12月28日に総務省が発表した同年11月の完全失業率は前月比0.1ポイント増の2.5%で、約25年ぶりの低い水準となった。同月の有効求人倍率全国平均（厚生労働省発表）も1.63倍（前月比0.01ポイント増）と、ほぼ44年ぶりの水準に達しており、人手不足の状況が依然継続している。

2. 第198通常国会に向けた対応等について

第197臨時国会は、48日間の会期を終えて12月10日に閉会した。入管難民法改正法案をはじめとして、国民生活に大きな影響を与える複数の重要法案が、熟議を尽くされないまま成立に至ったことは、国会の立法機能を無下にするものであり到底容認できるものではない。

1月下旬召集予定の第198通常国会では、政府予算案、税制改正関連法案、ハラスメント対策に関する労働施策総合推進法改正案など、働く者の生活や職場環境に大きな影響を及ぼす課題も挙がっている。連合は「2019年度重点政策実現の取り組み方針（補強）」に沿って、政府・政党への働きかけを一層強化し、連合本部・構成組織・地方連合会が一体となって、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて全力を尽くす。

II. 当面の闘い方

1. 2月末までの要求提出と回答引き出しに向けた交渉配置

構成組織・単組は2月末までの要求提出と、可能な限り第1先行組合回答ゾーン（3月11日～15日、ヤマ場：3月13日）で回答を引き出すべく、準備と交渉配置を進める。部門別共闘連絡会議における情報共有を通じて、中核組合を中心とした回答の集中化を進め、月例賃金引き上げのすそ野の拡大に努める。

2. 共闘連絡会議の取り組み

部門別共闘連絡会議はそれぞれ会議を開催し、非正規労働者を含むすべての労

働者の賃金引き上げ、働き方の見直し、中小組合への支援状況等、各構成組織の取り組みについて情報交換を行い、労使交渉における争点や情勢についての共通認識を深める。

また、共闘連絡会議ごとに要求内容をまとめ、随時公表していく。

3. 長時間労働是正に向けた取り組み

「働き方改革関連法」の成立（2018年6月29日）により、労働基準法改正に基づく時間外労働の上限規制が4月1日から段階的に導入される（大企業は本年4月1日、中小企業は2020年4月1日）のに備え、構成組織は、36協定の点検、労働時間管理・適正把握の徹底、事業場外みなしおよび裁量労働制の適正運用に向けた点検を行うよう指導する。

4. 中小組合の社会横断的水準確保の取り組み

(1) 構成組織の取り組み

構成組織は、中小組合の賃金の底上げ・格差是正と社会横断的水準確保に向けて、要求・交渉状況の情報共有をはかる。中小組合が根拠を明確にして要求し、獲得した賃金改定原資の各賃金項目への配分等に積極的に関与するなど、より主体的な取り組みを進められるよう、運動展開や交渉支援体制を整備する。同時に、中小組合の多くが地方に所在することを踏まえ、地方連合会が設置する「共闘連絡会議」に積極的に参加し、地域における賃金相場形成と波及に役割を果たすよう指導する。

(2) 地方連合会の対応

① 共闘連絡会議の設置

地場共闘の強化に向けて県単位の「共闘連絡会議」を設置する。既存の協議体の参加組織拡大などによりその機能を代替することも可とする。

なお、設置した機関の名称と開催要領の大綱について本部に報告する（2月末日まで）。

② 取り組み状況の報告

地方連合会は、地場共闘に参加する組合から取り組み内容・状況の報告を受け、闘争推進の情報共有をはかる。同時に、連合本部に対しても随時その内容を報告する（3月以降7月まで）。

③ 春季生活闘争を通じた組織拡大

2019 春季生活闘争は、未組織労働者も含めたすべての働く者の処遇改善の闘いと位置づけている。交渉期間の前後を通じ組織拡大、組織強化・点検活動を進めるとともに、未組織・未加盟組合への情報提供、相談対応を積極的に進める。「クラシノソコアゲ応援団！ RENGOKYキャンペーン」第4弾との連動をはかりながら、街宣活動など「目に見える連合」をアピールしつつ、組織拡大の運動に寄与させていく。

④ 地場における賃金の相場観を高める取り組み

都道府県別連合リビングウェイジにもとづく「最低到達水準」や地域ミニマム運動で集約した加盟組合賃金水準の特性値を公表し、地場における賃金の相場観を高める運動を進めていく。

5. 非正規労働者の労働条件改善に向けた取り組み

(1) 職場における均等待遇実現に向けた取り組み

「働き方改革関連法」が2018年6月29日に成立し、いわゆる「同一労働同一賃金（職場における雇用形態間の不合理な処遇の差の是正）」部分は、2020年以降段階的（大企業は2020年4月1日から、中小企業は2021年4月1日）に施行される。構成組織は、パート・有期で働く労働者の労働諸条件の点検および必要な場合は待遇差の是正に向けて労使協議を進めるよう指導する。

また、有期雇用労働者について、労働契約法18条の無期転換ルールの適正運用を確保し、無期転換後の労働条件について適正に対応するよう指導する。

(2) 社会的な波及と組織拡大をめざした取り組み

労働組合のない職場で働く労働者も含めた社会的賃金相場の形成をめざし、代表銘柄・中堅銘柄や都道府県別産業特性値および短時間労働者時給など各種データを積極的に開示し、賃金水準の相場観醸成に努める。同時に、「職場から始めよう運動」を積極的に展開し組織拡大をめざす。

6. 最低賃金の取り組み

労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定にほとんど関与することができない多くの未組織労働者への波及を強く意識し、社会の不安定化に歯止めをかけ、「働くことを軸とする安心社会」を実現するため、法定最低賃金の引き上げに連合全体で取り組む。（「2019年最低賃金取り組み方針」（2018年12月20日第17回中央執行委員会確認）参照）

Ⅲ. 当面の日程

1. 機関会議

2019年 1月 18日	第2回中央闘争委員会（第18回中央執行委員会後）
21日	化学・食品・製造等共闘連絡会議 第1回書記長・事務局長会議
22日	金属共闘連絡会議 第1回会議
24日	交通・運輸共闘連絡会議 第1回会議
28日	流通・サービス・金融共闘連絡会議 第1回会議
2月 7日	インフラ・公益共闘連絡会議 第1回書記長・事務局長会議
13日	第3回戦術委員会（第21回三役会後）
15日	第3回中央闘争委員会（第19回中央執行委員会後）
3月 5日	第4回戦術委員会（第22回三役会後）
7日	第4回中央闘争委員会（第20回中央執行委員会後）

2. 諸行動

2019年 1月～2月	経営者団体との協議
1月 31日	職場から始めよう運動 「同一労働同一賃金の実現に向けて」学習会
2月 4日	2019春季生活闘争 闘争開始宣言2.4中央総決起集会
6-8日	全国一斉集中労働相談ホットライン「働き過ぎにレッドカード！！～2019年4月から時間外労働に上限規制が導入されます～」
3月 4日	2019春季生活闘争・政策制度 要求実現3.4中央集会

- 3月 8日 2019春季生活闘争 3.8国際女性デー全国統一行動・中央
集会
- 4月 5日 2019春季生活闘争 共闘推進集会

3. 情報発信

- 2019年 3月 7日 2019春季生活闘争 要求集計結果公表（第20回中央執行委
員会・第4回中央闘争委員会後 定例記者会見）
- 13日 2019春季生活闘争 ヤマ場 記者会見
- 15日 2019春季生活闘争 第1先行組合回答ゾーン集計結果およ
び共闘連絡会議合同記者会見
- 22日 2019春季生活闘争 第2先行組合回答ゾーン集計結果 記
者会見
- 4月 5日 2019春季生活闘争 3月月内決着集中回答ゾーン集計結果
および共闘連絡会議合同記者会見

以 上